

住之江区地域自立支援協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 相談支援事業をはじめ、住之江区の障がい福祉に関するシステムづくりに関する法律第89条の3に基づき、住之江区地域自立支援協議会（以下「協議会」という）を設置し、区内障がい者支援機能の向上を図る。

(活動)

第2条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 困難事例への対応についての協議及び調整
- (2) 地域の関係機関によるネットワークの構築・情報の共有
- (3) 地域の社会資源の活用及び改善の検討
- (4) 委託相談支援事業者の運営評価への意見提出
- (5) 自立支援にかかる問題点や課題の検討
- (6) 協議会と関係機関との連携による、区における障がい福祉の向上を図る活動
- (7) 前号に掲げるもののほか、相談支援体制の充実に必要とされる事項の検討

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる関係団体・機関及び行政機関の実務者等で構成する。

- (1) 区障がい者基幹相談支援センター
 - (2) 障がい（当事者）団体
 - (3) 計画相談支援事業者
 - (4) 障がい福祉サービス事業者
 - (5) 就業・生活支援センター
 - (6) 区社会福祉協議会
 - (7) 身体障がい者・知的障がい者相談員
 - (8) 障がい関係事業者連絡会
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、障がい者支援に関する知識・経験を有するもの
- 2 構成員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は前任者の任期の残任期間とする。

(代表等)

第4条 協議会に代表及び副代表若干名を置く。

- 2 代表は、構成員の互選により定める。
- 3 代表は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 代表が欠席及び事故等ある場合は、副代表がその職務を代理する。
- 5 副代表の選任は代表が指名する。

(会議)

第5条 協議会は代表が招集し開催する。

- 2 協議会を円滑に運営するために運営幹事会を置き、協議会の意思決定機関とする。
- 3 運営幹事会は、代表、副代表、第7条第3項の部会委員長及び副委員長、障がい関係事業者連絡会委員で構成する。
- 4 運営幹事会は、障がい関係事業者連絡会と連携し、隔月に開催し協議会活動の課題を整理し統括する
- 5 全体会は年1回とし、構成員による活動の承認を得る。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、必要があるときは、構成員以外の者から意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、全体会議の下に、必要に応じて部会を設置する。

2 部会の設置、廃止、構成は全体会の承認を必要とする。

3 部会には、部会構成員の互選により部会委員長を選任する。また、必要に応じて、副委員長を選任することができる。

(守秘義務)

第8条 構成員、その他協議会出席者は正当な理由なく、協議会で知り得た情報等を漏らしてはならない。その任を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、住之江区役所保健福祉課内及び区障がい者基幹相談支援センターに置き、協議会の運営事務等を行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、運営幹事会で協議し全体会で承認を得る。

附則

この要綱は平成20年5月8日から施行する。

附則

この要綱は平成22年6月10日から施行する。

附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成25年6月25日から施行する。

附則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成29年9月29日から施行する。

附則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成31年4月26日から施行する。

附則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。